

誓 約 書 ③

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
会 長
本 部 長
伊藤 良之 殿

私は、今般貴協会会員の代表者に就任するにあたり下記事項を誓約いたします。

記

1. 宅地建物取引業法第31条の3（宅地建物取引士の設置）の規定を十分に遵守し、同法及び関連法規に関し、一切違反をしない。
2. 貴協会の定款・諸規程（支部の諸規程を含む）を遵守する。
3. 基本的人権を尊重するとともに、倫理綱領・倫理規程を遵守する。
4. 無免許業者との取引は絶対に行わない。
5. 貴協会組織の団結と融和を乱す行為をしない。
6. 貴協会（本部並びに支部）が実施する研修や諸事業に参加する。
7. 「近畿レイNZ」利用契約の申し込みをする。
8. 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会が指定する通信講座「不動産キャリアパーソン講座」を受講する。
9. 当社が今後、代表者を変更したときは、直ちに新任代表者から本書と同旨の誓約書を提出させる。
10. 会員代表者として「新入会員等義務研修会」に出席、受講する。
(受講日：令和 年 月 日)
11. 反社会的勢力及び構成員等とは関わりをもたない。
12. 貴協会の会費は遅滞なく納入する。
13. 弁済事案を発生させた場合は、官公庁や関連団体等に公開されても異義を申し立てない。
14. その他貴協会が必要と認めた事項。

以上の各項のいずれかに違反し、貴宅建業協会から除名処分を受け、若しくは退会を求められたときは、同時に公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会を退会いたしますとともに、同協会の会員資格喪失の取り扱いを受けても、何等異義ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

免許証番号 大臣・京都府知事（ ）第 号

商号又は名称

事務所所在地

代 表 者

支店代表者